

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料及び同年1月から同年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から55年3月まで  
昭和45年11月に夫がA社を退職した時、B区役所の支所で、夫と一緒に国民健康保険と国民年金に加入した。私が国民年金の加入手続をし、毎月夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきており、未納となっていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年11月にその夫がA社を退職した時、B区役所の支所で夫と一緒に国民健康保険と国民年金に加入し、毎月夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたと述べているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、55年2月ごろに夫婦連番で払い出されており、申立期間の大部分は特例納付及び過年度納付により納付することになるが、申立人は、さかのぼって保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている。

また、申立人夫婦は、B区で国民年金の加入手続をした際受け取ったとする年金手帳を所持しているところ、その年金手帳は昭和49年11月以降に発行された三制度共通のものである上、その年金手帳に記載されている住所はC区であることから、上述の国民年金手帳記号番号払出月からも、申立人夫婦の国民年金加入手続は55年2月ごろにC区で同時に行われたものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの期間については、転出後のD市の国民年金被保険者名簿において、「外納」と記載されて納付済みとなっており、国民年金手帳記号番号の払出月からも当該期間は現年度納付が可能であることから、申立人は前住所地のC区において国民年金保険料を納付していた可能性がうかがわれる。

さらに、加入手続時に交付されたとする申立人が所持する年金手帳には、昭和55年1月31日付けで、「付加保険料納付申出」のゴム印が押され、E県の

年度別納付状況リストにも付加申出年月は同年同月と記載されており、申立人は、国民年金の加入手続の際、併せて付加保険料納付申出書を提出し、申立期間後の昭和 55 年度から付加保険料を納付していることから、上述の申出月から付加保険料の納付を開始したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料及び同年 1 月から同年 3 月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から7年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から7年7月まで

申立期間中、突然国民年金の納付書が送られてきたので、父親がA市役所に問い合わせ、その日のうちに市役所で免除の手続を終えたことを母親から聞いた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は17か月と比較的短期間であるとともに、申立期間以外の国民年金加入期間はすべて免除申請されている。

また、申立人は、申立期間は申立人の父親が免除申請を行っていたとして、その父親は既に死亡しているため、手続の詳細が不明であるが、申立人の母親は、申立人の父親が亡くなった平成11年\*月ごろまでは、家族の国民年金の手続についてはすべて申立人の父親が行っていたと供述しており、その母親の平成9年度及び10年度についても免除申請されていることから、申立期間についても同様にその父親が申請免除を行ったと推認でき、申立人の母親の主張に不自然さは認められず、基本的に信用できる。

さらに、申立人の母親は、免除申請に至った経緯等、当時の状況を詳細に記憶しており、その主張に不合理な点はみられない。

加えて、申立人の父親が経営する会社は、B社会保険事務所（当時）の資料から、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認でき、経営が苦しかったことがうかがわれるため、免除申請をすれば承認されたものと推測される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料及び同年1月から同年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から55年3月まで  
昭和45年11月にA社を退職した時、B区役所の支所で、妻と一緒に国民健康保険と国民年金に加入した。妻が国民年金の加入手続をし、毎月夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずであり、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年11月にA社を退職した時、B区役所の支所で申立人の妻が夫婦の国民健康保険及び国民年金の加入手続をし、毎月夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、55年2月ごろに夫婦連番で払い出されており、申立期間の大部分は特例納付及び過年度納付により納付することになるが、申立人は、その妻がさかのぼって保険料をまとめて納付したという話を聞いた記憶は無いとしている。

また、申立人夫婦は、B区で国民年金の加入手続をした際受け取ったとする年金手帳を所持しているところ、その年金手帳は昭和49年11月以降に発行された三制度共通のものである上、その年金手帳に記載されている住所はC区であることから、前述の国民年金手帳記号番号払出月からも、申立人夫婦の国民年金加入手続は55年2月ごろにC区で同時に行われたものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの期間については、申立人のD市の国民年金被保険者名簿は確認できないものの、その妻は同市の国民年金被保険者名簿において、「外納」と記載されて納付済みとなっており、その妻は、夫婦二人の国民年金加入手続及び保険料の納付を一緒に行っていたと述べていることから、申立人についても同様に、前住所地のC区で国民年金保険料を納付していた可能性がうかがわれる。

さらに、加入手続時に交付されたとする申立人が所持する年金手帳には、昭

和 55 年 1 月 31 日付けで、「付加保険料納付申出」のゴム印が押されているにもかかわらず、E 県の年度別納付状況リストには付加申出年月が記載されていない上、オンライン記録では、同年 4 月から付加保険料も併せて納付となっていることから、記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれ、上述の申出月から付加保険料の納付を開始し、同年 1 月から同年 3 月までの付加保険料も納付していたと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料及び同年 1 月から同年 3 月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

## 岐阜厚生年金 事案 914

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年4月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月7日から同年7月1日まで  
昭和43年3月18日にB社に入社し、45年4月7日にグループ企業であるA社に移籍した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された同社とB社で取り交わされた整備士訓練生を移籍するにあたっての「覚書」から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和45年4月7日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月27日から14年4月1日まで

平成4年6月に、A社（平成9年7月に、B社に社名変更）の代表であるC氏に請われて入社し、継続して働いていた。

入社の際に、A社は厚生年金保険の適用事業所であるとの説明を受けたが、平成14年3月に病院にかかった際に、自分が健康保険に加入していないことを知り、会社に加入するように詰め寄ったことを覚えている。

入社した平成4年6月にはA社は厚生年金保険の適用事業所となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年6月から継続して勤務しており、その時点でA社は厚生年金保険の適用事業所となっていたので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと主張している。

しかしながら、申立期間のうち、平成4年6月27日から10年10月6日までの期間について、当時、A社に勤務していた5名の同僚に照会したところ、3名は、申立人を記憶しておらず、2名は、申立人を記憶しているものの、申立人の当該期間における雇用形態及び雇用条件について証言を得ることができなかった。

また、当該期間において、証言が得られた複数の同僚は、雇用保険の記録が確認できるところ、申立人には雇用保険の記録は確認できない。

さらに、A社は、平成15年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の資料も残されていないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

一方、申立期間のうち、平成10年10月7日から14年4月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人は10年10月7日に健康保険に加入したことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険については、当時、厚生年金保険法において、満65歳到達時に被保険者資格を喪失する旨が規定されていたところ、申立人

は、平成9年\*月\*日に満65歳に到達していることから、当該期間については、厚生年金保険の強制被保険者となることができない。

なお、申立人は、A社において平成14年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、厚生年金保険法の改正により、同日以降、厚生年金保険の加入年齢が65歳未満から70歳未満に変更されたことにより、厚生年金保険の被保険者資格を取得できるものとなっている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 916

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から33年6月20日まで

日本年金機構からのねんきん定期便でA社の厚生年金保険の加入期間が漏れていることに気がついた。同社には昭和31年6月ころに社長から図案部を創設するからと誘われ入社したが、入社する前に約8年間勤務していた会社で厚生年金保険、健康保険、雇用保険の保険料が給料から控除されていたので、A社でも同じように保険料が給料から控除されていたはずである。申立期間中に、名前がBからCに変わったので厚生年金保険の加入記録を調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言、申立人が保管しているA社社長の感謝状により、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、昭和32年1月8日に撮影されたとして申立人から提出されたA社の従業員集合写真には、39名の従業員が写っているところ、このうち氏名が特定できた33名のうち、同年1月8日時点で厚生年金保険の被保険者資格を取得していない者が11名確認できる。

また、A社の当時の事務担当者は、「当時は、従業員全員が厚生年金保険に加入していたというわけではなく、自分自身も1年くらい加入できなかった。社会保険事務所（当時）から指導があって、3年くらいかけて全員を加入させたと思う。」と証言している。

これらのことから、A社では、すべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったと考えられる。

さらに、A社は、当時の資料は火災で焼失したため無いと回答している上、当時の事業主は高齢であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用についての証言を得ることができない。

なお、申立人の厚生年金保険手帳記号番号は、A社において、変更後の氏名で新たに払い出されている上、同社で被保険者資格を取得した日（昭和33年6月20日）から約1年後の昭和34年6月29日に入社前の会社で資格取得時

に払い出された記号番号に訂正されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 11 年 4 月から 14 年ころまで  
(A社B工場)  
② 昭和 14 年ころから 15 年 1 月 12 日まで  
(C社D工場)  
③ 昭和 15 年 1 月 12 日から 20 年 8 月ころまで  
(E社F工場)

高等小学校 2 年を卒業してすぐに A 社 (現在は、G 社) B 工場に正社員として採用され、申立期間①において同社で勤務していた。

C 社 (現在は、H 社) D 工場に正社員として採用され、申立期間②において同社で勤務していた。

申立期間③において、E 社 F 工場に正社員として採用され、アルミやステンレスのパイプ加工に従事した。同社に約 3 年間勤務したところで召集令状により兵役に服した。終戦の翌年に復員し家業に従事した。

それぞれの会社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①において A 社 B 工場、申立期間②において C 社 D 工場に勤務していたと主張している。また、申立期間③において、同僚の、「私が入社した昭和 15 年 1 月 12 日には、申立人は既に E 社 F 工場の現場にいた。」との証言から、申立人が期間の特定はできないものの、E 社 F 工場において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間①及び②並びに③のうち、昭和 15 年 1 月 12 日から 17 年 5 月 30 日までの期間については、労働者年金保険法 (昭和 16 年法律第 60 号) の適用が開始された同年 6 月 1 日より前の期間であることから、当該期間は労働者年金保険の被保険者となることができなかつた期間であると認められる。

また、申立期間③のうち、昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月までの期間につ

いて、申立人は、「昭和 17 年に召集令状が来た時には、E 社 F 工場を退職していたが、いつ退職したかは覚えていない。」と回答している上、E 社は、「当社 F 工場及び I 本社並びに J 健康保険組合の退職者人事カードを調査したが、申立人の記録は無かった。」と回答していることから、17 年 6 月に労働者年金保険制度が発足した時点における申立人の在職の有無、勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、E 社 F 工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は無く、労働者年金保険記号番号は連番となっており、欠番は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 10 月 1 日から 29 年 1 月 22 日まで  
② 昭和 29 年 10 月 5 日から 30 年 6 月 28 日まで

申立期間①について、A社には会社から実家の方に募集が来て秋から勤めた記憶がある。社会保険事務所（当時）の記録では年明けから3か月ほど勤めたことになっているが、6か月は勤めたはずなので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、B社C工場（現在は、D社）に勤務し、結婚のため退職する時に会社の人事課から脱退手当金について説明を受けた。皆がもらっていると聞いたので、私ももらえるように手続をしてもらった記憶はあるが、E社で勤務した期間については、会社に伝えていない。B社C工場の分は脱退手当金をもらったが、E社についてはもらっていないので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 28 年 10 月 1 日から A 社に勤務していたと主張しているが、同僚の一人は申立人が同社で勤務していたことを記憶しているものの、勤務期間についての記憶は無く、その他の複数の同僚は、申立人が同社に勤務していたことを記憶していないことから、申立期間①において申立人が同社で勤務していたことを確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立人の資格取得日は昭和 29 年 1 月 22 日であり、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳で確認できる資格取得日も同日で一致している。

さらに、同僚の一人は、「申立人のことは知っているが、A社で一緒に勤務した記憶は無い。申立人が同社で勤務していたのなら自分の退社後であると思う。」と証言しているところ、オンライン記録によると、前述の同僚の資格喪

失日は、申立人の資格取得日と同日であったことが確認できる。

加えて、A社は、既に廃業しており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人に係る厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間及びB社C工場での被保険者期間と同一番号で管理されている。

また、申立人に係るB社C工場の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱F」の表示が記されているとともに、脱退手当金は申立期間②及び同社C工場の期間を基礎として支給されている上、その支給額に計算上の誤りは無く、同社C工場における厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和39年9月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 4 日から 44 年 7 月 11 日まで

A社で働いていた昭和 41 年 3 月から 44 年 7 月までの期間について、脱退手当金を受け取ったことになっているが、脱退手当金をもらった記憶は無い。当時、会社から年金については一度も説明を聞いたことは無く、退社時に本人の意思を確認せず、会社の都合だけで厚生年金保険を脱退させるのは納得がいかないので、支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 8 か月後の昭和 45 年 3 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の勤務していたA社において、申立人と同時期に退職し脱退手当金の受給記録が存在する同僚は、「退職時に事業所から脱退手当金の説明を受け、脱退手当金の請求手続は事業所が代行してくれた。」と証言していることを踏まえると、申立人についても事業所による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。